

平成 20 年

赤平市議会第4回定例会会議録（第1日）

12月16日（火曜日）午前10時00分 開会  
午後 2時26分 散会

○議事日程（第1号）

	予算
日程第 1 会議録署名議員の指名	日程第16 議案第169号 平成20年度赤
日程第 2 会期決定の件	平市下水道事業特別会計補正予算
日程第 3 諸般の報告	日程第17 議案第170号 平成20年度赤
日程第 4 市政の報告（市長・教育長）	平市介護サービス事業特別会計補
日程第 5 議案第158号 赤平市認可地縁 団体印鑑の登録及び証明に関する 条例の一部改正について	正予算 日程第18 議案第171号 平成20年度赤
日程第 6 議案第159号 赤平市土地開発 基金条例を廃止する条例の制定に ついて	平市介護保険特別会計補正予算 日程第19 議案第172号 平成20年度赤
日程第 7 議案第160号 赤平市国民健康 保険条例の一部改正について	平市水道事業会計補正予算 日程第20 議案第173号 平成20年度赤
日程第 8 議案第161号 赤平市廃棄物の 資源化・再利用の促進及び適正処 理に関する条例の一部改正につい て	平市病院事業会計補正予算 日程第21 議案第174号 中空知広域市町 村圏組合理約の変更について
日程第 9 議案第162号 赤平市共同浴場 設置条例の一部改正について	日程第22 議案第175号 中空知衛生施設 組合理約の変更について
日程第10 議案第163号 赤平市市営住宅 条例の一部改正について	日程第23 報告第 16号 専決処分の報告 について
日程第11 議案第164号 和解について	日程第24 報告第 17号 専決処分の報告 について
日程第12 議案第165号 平成20年度赤 平市一般会計補正予算	日程第25 報告第 18号 専決処分の報告 について
日程第13 議案第166号 平成20年度赤 平市国民健康保険特別会計補正予 算	日程第26 報告第 19号 専決処分の報告 について
日程第14 議案第167号 平成20年度赤 平市老人保健特別会計補正予算	日程第27 一般質問 1. 五十嵐 美 知 議員 2. 谷田部 芳 征 議員
日程第15 議案第168号 平成20年度赤 平市後期高齢者医療特別会計補正	

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期決定の件

- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 議案第 158号 赤平市認可地縁  
団体印鑑の登録及び証明に関する  
条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 159号 赤平市土地開発  
基金条例を廃止する条例の制定に  
ついて
- 日程第 7 議案第 160号 赤平市国民健康  
保険条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 161号 赤平市廃棄物の  
資源化・再利用の促進及び適正処  
理に関する条例の一部改正につい  
て
- 日程第 9 議案第 162号 赤平市共同浴場  
設置条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 163号 赤平市市営住宅  
条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 164号 和解について
- 日程第 12 議案第 165号 平成20年度赤  
平市一般会計補正予算
- 日程第 13 議案第 166号 平成20年度赤  
平市国民健康保険特別会計補正予  
算
- 日程第 14 議案第 167号 平成20年度赤  
平市老人保健特別会計補正予算
- 日程第 15 議案第 168号 平成20年度赤  
平市後期高齢者医療特別会計補正  
予算
- 日程第 16 議案第 169号 平成20年度赤  
平市下水道事業特別会計補正予算
- 日程第 17 議案第 170号 平成20年度赤  
平市介護サービス事業特別会計補  
正予算
- 日程第 18 議案第 171号 平成20年度赤  
平市介護保険特別会計補正予算
- 日程第 19 議案第 172号 平成20年度赤  
平市水道事業会計補正予算

- 日程第 20 議案第 173号 平成20年度赤  
平市病院事業会計補正予算
- 日程第 21 議案第 174号 中空知広域市町  
村圏組合規約の変更について
- 日程第 22 議案第 175号 中空知衛生施設  
組合規約の変更について
- 日程第 23 報告第 16号 専決処分の報告  
について
- 日程第 24 報告第 17号 専決処分の報告  
について
- 日程第 25 報告第 18号 専決処分の報告  
について
- 日程第 26 報告第 19号 専決処分の報告  
について
- 日程第 27 一般質問
  - 1. 五十嵐 美 知 議員
  - 2. 谷田部 芳 征 議員

順序	議席 番号	氏 名	件 名
1	1	五十嵐美知	1. 市民への生活支援対 策について 2. 中小企業支援対策に ついて 3. 児童福祉について
2	3	谷田部芳征	1. 雇用対策について 2. 農業振興について 3. 食の安全について

○出席議員 10名

- 1番 五十嵐 美 知 君
- 2番 若 山 武 信 君
- 3番 谷田部 芳 征 君
- 4番 宍 戸 忠 君
- 5番 林 喜代子 君
- 6番 北 市 勲 君

7番 太田常美君  
 8番 植村真美君  
 9番 獅畑輝明君  
 10番 鎌田恒彰君

○欠席議員 0名

○説明員

市長 高尾弘明君  
 教育委員会委員長 田口敏弘君  
 監査委員 小椋克己君  
 選挙管理委員会委員長 壽崎光吉君  
 農業委員会会長 野村繁君

---

副市長 浅水忠男君  
 理事 三上和巳君  
 総務課長 町田秀一君  
 企画財政課長 伊藤寿雄君  
 税務課長 吉村春義君  
 市民生活課長 栗山滋之君  
 社会福祉課長 伊藤嘉悦君  
 介護健康推進課長 實吉俊介君  
 産業課長 菊島美時君  
 建設課長 熊谷敦君  
 上下水道課長 横岡孝一君  
 会計管理者 下村信磁君  
 消防長 中村高庸君  
 市立赤平総合病院事務長 斉藤幸英君

---

教育委員会 教育長 渡邊敏雄君  
 " 教育課長 相原弘幸君

---

監査事務局長 保田隆二君

---

選挙管理委員会事務局長 町田秀一君

---

農業委員会事務局長 菊島美時君

○本会議事務従事者  
 議会事務局長 大橋一君  
 " 総務議事担当主幹 野呂律子君  
 " 総務議事係長 渡邊敏一君

(午前10時00分 開 会)

○議長（鎌田恒彰君） これより、平成20年赤平市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、5番林喜代子さん、9番獅畑輝明君を指名いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から19日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から19日までの4日間と決定いたしました。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長をして報告いたさせます。

○議会事務局長（大橋一君） 報告いたします。

諸般報告第1号でございますが、市長から送付を受けた事件は25件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。平成20年第3回定例会以降平成20年12月15日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載してございます。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。高尾市長。

○市長（高尾弘明君）〔登壇〕 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告申し上げます。

初めに、北海道市長会としての取り組みについて申し上げます。10月16日、網走市で開催されました北海道市長会秋季定期総会におきまして地方自治体にとって最重要課題であります地方分権改革の推進に関しまして、年度内に地方分権推進委員会の第2次勧告が予想されておりましたことから、地方と政府の代表者等が協議を行う（仮称）地方行財政会議の設置など、地方分権改革に地方の意見が反映される法制度の構築を求めることを初め、偏在性の少ない居住地課税の消費税や所得税などの基幹税を国から地方へ税源移譲することにより地方財政の充実強化を図り、国と地方間の税源配分を当面5対5とすることや国と地方の役割分担を再整理し、真に国が義務的負担すべき分野を除き廃止し、財源移譲を進めること。その際には、地方の自由度の拡大につながらない国庫補助負担率の引き下げは決して行わないことなど、地方自治体の安定的な財政運営に支障を来すことのないよう地方交付税改革を含む地方分権改革の推進及び地方財政の充実確保に関する決議が春季の総会に引き続き採択されたところであります。また、現在は価格の下落傾向にあるものの、昨年より引き続けている原油価格の高騰は、住民生活や地域産業に大きな影響を与えていることから、緊急に対策を講じられるよう要請する旨など、地方自治体が抱える問題を採択し、11月13日、14日の両日、関係省庁に対しまして要請が行われたところであります。

次に、平成20年度赤平市表彰式について申し上げます。11月3日、文化の日にご来賓多数のご出席を賜り、交流センターみらいを会場とし、挙行いたしました。功労表彰につきましては、9月定例会でご

同意を賜りました1氏に、功績表彰には1氏、また善行表彰及び特別顕彰につきましてはそれぞれ1団体に、さらに勤続表彰につきましては30年を最高といたしまして5名の方々に市民を代表し、敬意と感謝の意を表したところでございます。表彰を受けられた方々は、これまで市勢の振興と発展のためそれぞれの分野で多大なご貢献を賜ったところですが、今後におきましても健康にご留意され、なお一層市勢発展のためお力添えとご指導をお願い申し上げます。

次に、第5次赤平市総合計画策定について申し上げます。市民の皆様のご協力によりまして財政健全化計画改訂版を着実に実行することができ、何とか明るい道筋が開けてきたことから、新たな10年間の総合計画を策定することといたしました。正式名称につきましては第5次赤平市総合計画とし、サブタイトルを生き生きプラン21とさせていただきます。計画期間につきましては、平成21年度から平成30年度までの10年間となっておりますが、現在のスケジュールから申し上げますと、平成21年7月1日からスタートさせていただきたいと思っております。計画策定に当たりましては、市民の皆さんのご意見を反映すべく11月11日に赤平市まちづくり市民会議を設置し、団体推薦と市民公募による25名の委員に参加をいただき、5つの専門部会を設けております。行政組織といたしましても策定委員会を設置し、その中に策定幹事会及び5つの専門部会を置き、現在市民側との合同会議を開催し、具体的な協議を進めております。また、既に10月には1,200人の市民の皆さんを対象にアンケートの実施、11月からは住民懇談会、まちづくり意見箱の設置などを行っており、今後におきましても各種団体、懇談会、子供会議、パブリックコメントなどを行い、広く市民の皆様のご意見等を計画に反映してまいりたいと考えております。

次に、コープさっぽろ赤平店にかかわる現状について申し上げます。生活協同組合コープさっぽろ赤平店につきましては、10月9日の地鎮祭以降、店舗

の建設並びに地域住民説明会など着々と準備を進めているところであります。店舗の概要についてありますが、約3,000平方メートルのコープさっぽろ本体と約1,500平方メートルのドラッグストアと100円ショップが入った店舗の2店舗が来年春にオープンする予定となっております。当市といたしましては、中心市街地の大型店舗ができますことは新たな雇用の創出はもとより、買い物人口の流出に歯どめがかけられ、また他の店舗における相乗効果も大いに期待するところであります。

次に、東京赤平会総会について申し上げます。主に首都圏に在住する赤平出身者及びゆかりのある方々で組織しております東京赤平会の平成20年度総会が10月25日に東京都内において70名の参加のもと開催されました。総会の中では、当市の厳しい現状を踏まえた中でふるさと納税の支援協力や医師確保のための情報提供について呼びかけてきたところがあります。総会後は交流会と情報交換等が行われ、会場内には地場産品コーナーを設けるとともに、昨年引き続き炭鉱資料収集保存会が作成した炭鉱のDVDの紹介と販売など地元のPR活動も行ってきたところがあります。

次に、第41回赤平市社会福祉大会について申し上げます。11月22日、交流センターみらいにおいてだれもが安心して健康に暮らせる福祉社会づくりを目指し、福祉関係者や町内会など市民約120名の方が参加し、福祉大会を開催いたしました。初めに、福祉関係に貢献いただいた方4名に市長感謝状、続いて社会福祉協議会長から表彰状と感謝状を贈呈いたしました。引き続き、専修大学北海道短期大学農学博士、成田保三郎氏より「食の安全と生産、有機農法から学ぼう」と題したご講演をいただき、続いて赤歌警察署より当面の治安問題として振り込め詐欺防止等の安全講話をいただいたところがあります。

次に、第41回赤平市金婚式について申し上げます。10月23日、交流センターみらいにおいて市及び社会福祉協議会の共催により第41回金婚式を開催いたしました。結婚50年、人生の起伏をご夫婦で乗り越え

られ、円満な家庭生活を営み、社会に多くの功績を残されたご夫婦に対しまして長年のご労苦をねぎらうとともに、今後ますますのご健勝を祈念いたしまして該当者34組のうち、当日は23組のご夫妻をお招きし、金婚の賞を贈呈したところであります。

次に、市民健康づくりについて申し上げます。赤平市健康増進計画に基づき、市民の皆さんが心身ともに健やかに生活することができるようにするため、健康事業を伸ばし、生活の質を高めるよう努めているところであります。8月25日から11月14日まで、ふれあいホールにて毎週金曜日夕方6時より1クール5回の健康セミナー、ヨガ・アンド・ピラティスを開催いたしました。市の事業で初めて託児所を設け、一部ボランティアセンターのご協力もいただき、市民相互の協働の事業として実施し、2クールで101名、延べ391名の市民の皆さん、特に働き盛りの30代から50歳代の方々の積極的な参加をいただきました。また、9月18日、赤平パークゴルフ場において市内の60歳以上の方を対象に男性38名、女性24名、総勢62名の参加をいただき、第4回高齢者パークゴルフ大会を開催いたしました。また、9月25日から11月20日まで隔週木曜日、計5回、市民の皆さんによる自分の健康づくりのために学び実感したものを家族、友人、職場など周りの方々に広めていただく健康サポーター養成講座をまちなか公民館にてNPO主催、赤平市共催にて開催させていただきました。健康運動指導士、管理栄養士であります小松信隆氏をお招きし、健康、運動、栄養、生きがいなどをテーマにさまざまな切り口より貴重な講話をいただきました。最終的な受講者の37名は、今後健康づくりのサポーターとして家庭、職場、町内会や老人クラブなどさまざまな場面で健康づくりの伝道者として一役買っていただける方となり、今後の活動に期待しているところでもあります。また、10月3日、16日、市の健康増進計画、たばこ対策の提言書を受け、たばこ対策に対する企業講演会をエースラゲージ株式会社、株式会社いたがきの2社、約160名に対し開催、あわせて禁煙支援プログラムを実施させていた

いただきました。講師は、全国でも第一人者であり、先月愛知県のトヨタ自動車本社でもご講演をされている深川市立病院の松崎道幸氏を招聘し、開催いたしました。また、10月24日、認知症講演会を交流センターみらいにて「もっと知ろう認知症」と題しまして、認知症の方々の心中、周りのかかわり方、認知症の方が周りに教えてくれること、気づき、家族や地域ができることなどについて、医療法人社団三草会グループホームもえれのお家ホーム長、全国認知症グループホーム協会副代表であります長井卷子氏をお招きし、約70名に対し講演をいただいたところでもあります。

次に、ごみ減量化の取り組みについて申し上げます。10月20日に赤平市、赤平消費者協会、マックスバリュ北海道株式会社及び生活協同組合コープさっぽろ、また12月1日に株式会社JAたきかわサービスと赤平市ごみ減量化大作戦推進に関するレジ袋削減及びごみ減量協定を締結いたしました。この協定は、ごみの減量をさらに進め、地球温暖化防止への取り組み、循環型社会の構築に向けて市民、事業者、行政の協働による環境に優しいライフスタイル、経済活動の促進を目的とし、レジ袋削減に協働して取り組むものであります。このことにより、赤平市内においても明年1月20日より市内のスーパーマーケットなどでごみを減量するための取り組みとしてレジ袋の有料化が始まります。

次に、平班橋開通について申し上げます。これまでの平班橋は幅員が狭く、老朽化も著しく車両通行制限されていたため、平成16年度から橋の部分は北海道代行事業として、両側の道路につきましては芦別市、赤平市それぞれの市で工事を進め、10月1日に渡り初め式を行い、供用を開始いたしました。大型車の通行も可能となり、歩道も整備されたことから、地域住民の安全を守り、産業振興に大きく寄与するものと期待しております。なお、旧橋の解体及び護岸等がありますので、最終的な事業の完了は平成22年度を見込んでおります。

次に、赤平バイパスについて申し上げます。北海

道開発局、札幌開発建設部において昭和63年度より進めておりました国道38号赤平バイパスにつきまして、赤平市エルム地区の整備が完了し、11月11日に全線の切りかえが終了いたしました。このことにより、流通経済の発展に大きく貢献するとともに、交通の安全性と快適性が確保されるものと思います。

次に、赤平駅前広場の供用開始について申し上げます。赤平駅前広場は、赤平都市計画道路事業331号中央通りとして北海道が平成16年度より整備を開始し、11月14日に供用を開始、12月1日より中央バスの受け入れを開始いたしました。これにより、中央バス赤平ターミナルは廃止となり、路線バスにつきましては駅前広場に隣接する道道の停留所を発着いたします。路線バスの乗り入れ確保による鉄道との相互関係の利便性の改善と連絡するタクシー、自家用車など交通結節点機能の充実により、商業、公共施設の有効利用と中心市街地の活性化に大いに期待するものであります。

次に、交通安全運動について申し上げます。9月21日から30日までの10日間にわたり、秋の交通安全運動を展開し、早朝の街頭指導には延べ1,150名の市民の皆様のご参加をいただいたところであります。また、10月10日から19日までは秋の輸送繁忙期の交通安全運動、さらに11月12日から21日までは冬の交通安全運動実施し、市民の皆様交通安全を呼びかけてきたところであります。11月14日には、赤平市老人クラブ連合会主催により高齢者交通安全研修会が開催され、11月18日には日ごろから交通安全運動に貢献されている3団体と個人18名の方に対し感謝状を贈呈したところであります。北海道における交通事故死亡者数は都道府県別の全国ワーストワンを昨年、一昨年と返上することができましたが、特にこれから冬を迎え、降雪等により路面状態が著しく変化し、スリップなどが起因する冬型事故の発生と年末年始における交通事故が心配されますが、関係団体と連携を図りながら市民の皆様とともに交通事故防止に取り組んでまいります。

次に、消防行政について申し上げます。初めに、秋の火災予防運動について申し上げます。暖房機器の使用等により火災が発生しやすい時期を迎えるに当たり、市民の火災予防思想の高揚を図ることにより火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的に、10月15日から31日までの17日間にわたり、全道一斉に秋の火災予防運動が展開されました。この間、消防本部におきましては防火旗、防火看板の設置及び防火サイレンの吹鳴並びに防火広報等を通して火災予防を喚起するとともに、各家庭に対する住宅防火対策の推進、各事業所などに対する防火安全対策の徹底を図るなど、多くの市民を初め消防関係団体等のご協力をいただきながら火災予防の普及啓発に努めたところであります。また、消防団におきましては、火災予防運動初日に出動式を行い、無火災に向けての士気の高揚を図るとともに、高齢者を中心とした家庭からの火災を防ぐための査察、福祉施設の防火訪問を実施するなど、火災予防啓発を積極的に行ったところであります。さらに、各分団においては、それぞれの地域ごとに火災に即応した実践的な放水訓練を実施し、地域の安心、安全の向上を図ったところであります。

次に、消防団員確保の推進について申し上げます。全国的に消防団員は年々減少し、地域防災力の低下が懸念されています。本市におきましても、団員の高齢化及び就業環境の変化などに伴い、若年層が減少したことにより消防団員数が年々減少し、消防団員の確保が難しい状況となっております。このことから、赤平市消防団員募集要領を定め、市公式ホームページ及び広報あかびらに掲載し、募集を行ったところであります。今後におきましても、消防団員の重要性を市民にアピールし、積極的に消防団員の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

最後に、火災報告及び工事の進捗状況につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） 次に、教育行政について報告を求めます。渡邊教育長。

○教育長（渡邊敏雄君）〔登壇〕 前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。まず、平成21年度赤平高等学校の間口問題と入学志願者確保についてであります。北海道教育委員会は、本年6月3日に21年度から23年度までの公立高等学校配置計画案を提示し、7月14日には地域別検討会議において説明、意見を受けた後、9月2日に配置計画を発表いたしました。昨年の計画では、空知管内の高校では沼田高校が20年度に、由仁商業が21年度に、三笠高校が22年度にそれぞれ募集停止となっておりますが、今回の配置計画ではそれに加えて、空知北学区においては滝川工業高校が平成23年度に1学級の減が示されております。赤平高校につきましては、今回の配置計画での提示はありませんが、道教委では3年間の計画としながらも定員の半数に満たない場合とその後の生徒数の増が見込まれない場合は毎年配置計画の変更をすることとしており、赤平高校においても40人の定員を地元中学校卒業生で極力満たすことが存続の条件となっているところでございます。10月24日には、赤平市中高教育推進委員会を開催いたしました。現在各中学校においては、赤平高校への市内出願者確保に向けての取り組み中ですが、本年の中学卒業生は昨年よりも少なく大変厳しい状況が予想されることから、その取り組みについて推進委員会において意見交換を行ったところであります。赤平高校への志願者確保に向けては、私はもちろん市長、議会も一丸となって各方面に働きかけを行っておりますが、10月16日には赤平高校校長と私が、11月20日には市長と私が市内2中学校を訪問し、校長以下担任及び進路担当教職員と面談し、一人でも多くの赤平高校志願者確保に向けお願いをしてきたところであります。また、昨年に引き続き赤平高校のPRチラシを市の広報11月号に折り込み全戸配布を行い、さらにことしもポスターを作成して2中学校や市内及び近隣の公共施設

等、また市内の各商店にも掲示をお願いして志願者増を呼びかけております。いずれにしましても、中学校での3者懇談会から願書提出にかけ、短時間ではありますが、今後とも赤平高校存続のため志願者確保に向けさらなる努力を確認いたしましたところであります。

次に、市民総合文化祭であります。市内の小中学生が参加するようになって7年目を迎えております。ことしは、芸能部門において例年会場となっております文化会館が休止したことに伴い、芸能部門は12月26日に総合体育館で、展示部門は11月15、16日に交流センターみらいを会場に開催されました。みらいでの展示部門では、全小中学校の作品が展示されました。芸能部門では、当初の日程が変更となったこともあり、小学校3校、中学校1校の参加にとどまりましたが、出演した児童生徒は伸び伸びと合唱、遊戯、器楽演奏に、さらに吹奏楽にとたくさんの観客の前ですばらしい姿を披露し、大きな喝采を浴びたところであります。

次に、市内小学校の学習発表会と幼稚園発表会についてであります。市内5小学校の学芸会、学習発表会が10月12日、18日、19日に、赤平幼稚園の発表会が11月9日に相次いで行われました。私は、全部の会場を回って鑑賞させていただきましたが、いずれの学校でも真剣に取り組んでいることを感じる事ができ、また園児、児童それぞれが楽しく伸び伸びとした発表で、保護者、PTA、学校関係者の努力に感謝の気持ちを持つものであります。今後いろんな機会を通じて、温かく、かつ注意深く見守っていきたいと思っております。

次に、全国学力・学習状況調査の結果についてであります。この件につきましては、8月29日の結果発表を受け、前回定例会において既に報告しているところでありますが、市としての本調査結果の分析を行い、学校改善プランを作成、それをもとに各学校における改善計画の作成について、校長会において指示したところであります。今後もそれらにのっとり、校内研修での活用等を通じ子供たちの学力向



上に向けた指導方法の工夫、改善等を進めてまいります。

次に、社会教育関係について申し上げます。恒例となっております第22回あかびら子どもまつりが11月15日、総合体育館で行われました。今年度は、赤い羽根共同募金と北海道子供の日の協賛事業として開催され、子供460名、大人179名が参加し、工夫を凝らした遊びの場である仲よし共和国に大人も一緒になり、終日楽しい歓声が響いておりました。

次に、社会体育関係について申し上げます。初めに、スポーツセンター、武道館につきまして、行財政改革に伴い9月末をもって両施設を休止しましたが、10月1日より総合体育館の毎週火曜日の休館日を開館日に変更し、利用者の受け入れを図ったところであります。

次に、10月4日、第8回市民健康づくりウォーキングが市内中心部のコースで開催され、あいにくの空模様にかかわらず、55名の市民が健康づくりに参加いたしました。

次に、10月13日、第10回市長杯争奪ミニバレーボール大会が総合体育館で開催され、11チーム、63名の参加があり、体育の日にふさわしく熱気あふれるプレーが繰り広げられました。

次に、11月16日、第9回赤平軽スポーツ大会が総合体育館で赤平レクリエーション協会と赤平市老人クラブ連合会の方々のご協力をいただき開催され、31名の市民が集まり、新しく取り入れられた種目に楽しい歓声を響かせておりました。

次に、図書館について申し上げます。初めに、北海道の支援事業として道立図書館から10月より図書的大量一括貸し出しを受け、道立図書館コーナーを設けました。明年3月末まで貸し出しを行っております。また、第28回となります読書感想文コンクールを行い、小学生から高校生までの合計46点の応募をいただき、審査の結果34点の優秀作品が選ばれました。優秀作品については、読書感想文集にまとめ、作品の原稿とともに12月6日から21日まで図書館に展示しております。

以上、教育行政の概要についてご報告申し上げましたが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

---

○議長（鎌田恒彰君） 日程第5 議案第158号赤平市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第158号赤平市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により地方自治法が一部改正され、認可地縁団体に係る規定が改められましたことから所要の改正を行うものでございます。

以下、改正内容につきましては参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第1条につきましては、以降の条に同じ法律名がありますことから、以下字句を省略し、法とするため改めるものです。

第2条につきましては、民法準用規定の削除に伴い各号を改めるものでございます。

第11条につきましては、第1条の改正によりまして法律の名称を省略し、法とするため改めるものでございます。

第12条につきましては、認可地縁団体の解散につきまして、地方自治法第260条の20の規定において具体的に定められることになりましたことから、字句を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成20年12月1日から適用するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第158号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第6 議案第159号赤平市土地開発基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長(町田秀一君) [登壇] 議案第159号赤平市土地開発基金条例を廃止する条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

本条例は、公用及び公共用に供する土地を先行取得することを目的として平成4年に制度化いたしました。しかし、近年は公共事業の減少などにより土地の先行取得の必要性の低下から土地開発基金は役割を終えたものとして廃止する市町村が多くなってきており、また当市における公共用地の取得につきましては一般会計のほか土地造成事業特別会計、用地取得特別会計などの特別会計で取得する方法や土地開発公社による先行取得などで十分対応できることから、本基金につきましては一定の使命を終えたと判断し、廃止するものでございます。

なお、廃止に伴い基金で所有している現金はすべて一般会計に繰り入れし、土地につきましては基金の財産から普通財産として区分変更いたします。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(鎌田恒彰君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第159号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第7 議案第160号赤平市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長(町田秀一君) [登壇] 議案第160号赤平市国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成21年1月1日より産科医療補償制度が創設されることを踏まえ、被保険者等が出産に際して負担する費用が増加するケースが多く見込まれることから、現行35万円の出産育児一時金等の支給額を見直すこととして、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が施行されますことから、所要の改正を行うものでございます。

以下、改正内容につきましては参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第6条第1項につきましては、現行35万円の出産育児一時金につきまして、健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは規則で定めるところにより3万円を上限として加算するとするただし書きを追加するものです。

附則第1項といたしまして、この条例は、平成21年1月1日から施行するものでございます。

附則第2項につきましては、施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額は、なお従前の例によるとする経過措置を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(鎌田恒彰君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第160号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第8 議案第161号赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第161号赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

浄化槽汚泥処理手数料につきましては、現在明確な規定がありませんことから徴収しておりませんが、負担の平等性を保つため今般有料化にするなど改正をするものでございます。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第19条につきましては、し尿及び浄化槽汚泥の処理方法をそれぞれ区分するため第3項を改めるものでございます。

第31条につきましては、現在市内業者のみ汚泥を受け入れておりますが、下水道の普及などにより能力的にも可能でありますことから、市外からの汚泥についても受け入れることとし、手数料は市内業者の2倍の額とするとして第3項を追加するものでございます。

別表第1につきましては、浄化槽汚泥処理手数料の額を明確にするため、し尿処理手数料と区分し、汚泥処理手数料については50リットルごと250円とする改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。五十嵐美知さん。

○1番（五十嵐美知君） おはようございます。今回この浄化槽汚泥の処分について手数料がかかるということで、ここで他市の状況をちょっと伺いたい

のですけれども、それと現在当市の浄化槽設置の軒数と年間どのぐらいの量になっているのか。

また、浄化槽には5人槽、8人槽とあるように聞いていますけれども、50リットルごとに250円と言っていますが、一家庭の年間手数料がどのぐらいになるのか、わかればお知らせをお願いします。浄化槽は、各家庭と業者がおおよそ年契約で管理されていると思いますけれども、今後この汚泥処分の手数料はどのような支払い方法になっていくのか伺いたいと思います。

また、第31条に加えられる3項についてですけれども、汚泥処理手数料については市外に事業所を有する一般廃棄物業者にあっては2倍の額とするところありますが、ここでいう市外事業所とは不特定多数を意味しているのか。さらに、浄化センターに運んで処分するわけですが、空知川から取水権をとっているというふうに伺っているのですけれども、汚泥はし尿と違いかなりの水が必要でないのかと思います。そのかなりの水を使わなければ、薄めて流せないということだと思いますけれども、その取水量が決まっているはずではないかと思いますが、今後その影響は出てこないのかどうか、この点についてちょっと伺いたいと思います。

○議長（鎌田恒彰君） 栗山市民生活課長。

○市民生活課長（栗山滋之君） 最初の他市の状況であります。中空知管内を調べたところ、ほとんどし尿手数料と、それから汚泥の手数料ですね、これは分かれて条例化されております。それで、汚泥の処分手数料取っていないのは、この辺では歌志内市だけです。

続きまして、個人の浄化槽の影響なのですが、現在大体180軒ぐらい浄化槽をつけておりますが、エースバッグさんみたいなすごく大きなところから小さなところまであるのですが、汚泥の出る量といたしまして、単独浄化槽で、これは個人差はあるのですが、業者に聞きますと大体2,000リットルぐらいらしいです、1回当たり出る量ですね。それから、合併浄化槽、これにつきましては3,500リットルぐ

らいということで、業者が契約の中で手数料1リッター当たり5円を反映させるかどうかということなのですが、仮にその手数料を上乗せいたしますと、単独でいきますと2,000リットルですので、大体年間1万円ぐらい。それから、合併浄化槽の場合でしたら3,500ですので、1万何千円かという形になると思います。

それから、市外業者の関係なのですが、これは一般廃棄物は基本的には同じ市町村内で処理しなければならないというものがあります。それで、今回想定しているのが砂川地区の組合なのですが、うちでいう浄化センターですね、これが老朽化して、もう処分できないということで、単独ではちょっと建設できないということなものですから、それで恐らく市外業者が直接赤平に搬入するということはまずあり得ないと思います。砂川地区は、流域下水道の許可、それから北海道の許可を得て赤平市に運ぶということになりますので。それで、汚泥のほうなのですが、今大体10倍ぐらいに薄めまして、それで下水道に投入しているということなので、量的にもまずうちの施設では問題ないと考えております。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第161号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

---

○議長（鎌田恒彰君） 日程第9 議案第162号赤平市共同浴場設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第162号赤平市共同浴場設置条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

現在赤間地区と住友地区にあります共同浴場につ

きましては、指定管理者にそれぞれ管理を行わせているところでありますが、今般北海道における公衆浴場入浴料金の統制額が改定されたこと、さらに昨今の燃料費の高騰により赤間地区共同浴場組合より入浴時間の短縮や休日をふやすなどして、燃料費を少しでも抑制したい旨の申し出がありましたことから、使用料、利用料金基準額を改正するものであります。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第3条につきましては、赤間地区共同浴場の入浴時間の短縮や休日の増加により各号を改めるものでございます。

別表の第2号につきましては、北海道における公衆浴場入浴料金の統制額の改定に伴い、1回券の使用料、利用料金のうち大人390円を420円とし、30円の引き上げを行うものであります。

別表の第3号につきましては、回数券使用料、利用料金についてそれぞれ11枚つづりを10枚とし、大人2,700円を3,000円、中人1,300円を1,200円、小人650円を600円にそれぞれ改定するものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成21年2月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第162号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

---

○議長（鎌田恒彰君） 日程第10 議案第163号赤平市市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第163号赤平市市営住宅条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

公営住宅法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、市営住宅の家賃の負担が増加するのに対する激変緩和措置を講ずるため、赤平市市営住宅条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

附則第7項につきましては、公営住宅法施行令の一部を改正する政令、附則第4条及び附則第5条に規定するものに対しまして、入居時の収入基準に関する経過措置について規定するものであります。

附則第8項につきましては、家賃の算定方法に関する規定でございますが、公営住宅法施行令の一部を改正する政令、附則第3条に規定するものについての激変緩和措置を規定するものでございます。

附則第9項につきましては、公営住宅法施行令の一部を改正する政令、附則第5条に規定するものの収入超過者の収入基準に関する経過措置につきまして規定するものでございます。

附則第10項につきましては、公営住宅法施行令の一部を改正する政令、附則第5条に規定するものの収入超過者の家賃に関する経過措置につきまして規定するものであります。

附則第11項につきましては、公営住宅法施行令の一部を改正する政令、附則第3条に規定するものに対しての家賃の額の減免に係る経過措置について規定するものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第163号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第11 議案第164号和解についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第164号和解につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

肝動脈塞栓術を受けるため、平成19年1月30日、当病院に入院し、翌31日に肝動脈塞栓術を施行いたしました。治療直後から両下肢に違和感が出現し、両下肢の不全対麻痺が発症したことから、肝動脈塞栓術による合併症の可能性があり、砂川市立病院脳神経外科へ転院搬送いたしましたものの、同院の治療におきましても両下肢の筋力は改善せず、完全弛緩麻痺となったものでございます。

このことから、平成19年10月より相手方及びその後見人との話し合いを行ってきたところでありますが、訴訟を提起することなく、話し合いでの和解を望んでおりましたことから、双方誠意を持って和解協議を進めてまいりました。

今般双方協議の結果、見舞金として700万円を支払うことで合意する見込みとなりましたことから、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第164号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第12 議案第165号平成20年度赤平市一般会計補正予算、日程第13 議案

第166号平成20年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算、日程第14 議案第167号平成20年度赤平市老人保健特別会計補正予算、日程第15 議案第168号平成20年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算、日程第16 議案第169号平成20年度赤平市下水道事業特別会計補正予算、日程第17 議案第170号平成20年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算、日程第18 議案第171号平成20年度赤平市介護保険特別会計補正予算、日程第19 議案第172号平成20年度赤平市水道事業会計補正予算、日程第20 議案第173号平成20年度赤平市病院事業会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。伊藤企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 議案第165号平成20年度赤平市一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成20年度赤平市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,336万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億256万5,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によります。

次に、3ページをお願いいたします。第2表、地方債補正であります。変更といたしまして、学校給食センター施設整備事業ほか1件であります。変更内容につきましては、後ほど歳出の事項別明細で説明させていただきます。

次に、事項別明細書により主な補正の内容についてご説明申し上げます。2ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款8地方特例交付金、項3地方税等減収補てん臨時交付金、目1地方税等減収補てん臨時交付金として115万9,000円の増

額であります。道路特定財源の暫定税率の執行期間中における地方公共団体の減収を全額国が補てんするものであります。

款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税として410万3,000円の増額であります。地方税等減収補てん臨時交付金が創設されたことに伴い、普通交付税の再算定を行い確定したものであります。

款12使用料及び手数料、項1使用料、目6教育使用料、節1幼稚園使用料として272万5,000円の減額、同じく項2手数料、目6教育手数料として22万円の減額であります。入所者数の減少によるものであります。

款14道支出金、項2道補助金、目1民生費道補助金として238万5,000円の増額であります。福祉灯油助成事業に充当するものであります。

3ページをお願いいたします。款15財産収入、項1財産運用収入、目3基金廃止収入として4,478万2,000円の増額であります。土地開発基金条例の廃止に伴うものであります。

款16寄附金、項1寄附金、目5ふるさとガンバレ応援寄附金として525万7,000円の増額ですが、7月以降の寄附金を計上するものであります。

款19諸収入、項5雑入、目1空知産炭地域総合発展基金助成金収入、節3空知産炭地域新産業創造等事業助成金収入として3億円の増額であります。本年度2次募集における2企業に対する助成金を計上するものであります。

款20市債、項1市債、目3教育債、節1市町村振興基金道借入金として640万円の増額であります。学校給食センターの備品購入に充当するものであり、後ほど歳出でご説明申し上げます。

同じく目4過疎対策事業債として160万円の増額であります。旧赤平小学校横の学園通りの歩道改修費に充当するものであります。

次に、4ページをお願いいたします。歳出であります。全般にわたる内容といたしまして、1つは本年10月19日からの最低賃金引き上げによる予算を増額しております。2つ目に、特別会計を含む人事

異動等による人件費を精査しております。

個別の説明に入らせていただきます。款2総務費、項1総務管理費、目3電算管理費、節13委託料の185万3,000円の増額であります。文京保育所、若葉保育所、赤平幼稚園、消防本部と市役所庁舎とをネットワーク化し、情報共有及び財務会計システムへ対応するものであります。同じく節18備品購入費の185万3,000円の減額であります。L G W A N サービス提供装置を単独設置せずに北海道電子自治体協議会が運営する共同化に参加することで機械器具費が減額となったものであります。

同じく目7財産管理費、節12役務費として99万8,000円の増額であります。アスベスト基準の改定により市内19カ所の施設の分析を行うものであります。同じく節25積立金として2,511万7,000円の増額であります。土地開発基金条例を廃止するため基金からの繰りかえ運用分を全額積み戻すものであります。

同じく目14地方振興費、節25積立金として525万7,000円の増額であります。歳入でもご説明申し上げたとおり7月以降67件からいただいたふるさとガンバレ応援寄附金をあかびらガンバレ応援基金に積み立てるものであります。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節20扶助費として477万円の増額であります。高齢者、障害者、ひとり親の1,590世帯を対象に1世帯当たり3,000円の福祉灯油助成を行うものであります。なお、この財源は道の地域政策総合補助金を2分の1、残る2分の1を特別交付税で要望することになります。同じく節28繰出金のうち国民健康保険特別会計として1,229万7,000円の増額であります。主に一般会計からの異動による職員給与費であります。

同じく項2児童福祉費、目4児童館費、節7賃金として40万8,000円の増額であります。住友、赤平の児童館を春先に統合する予定でございましたが、10月に変更になったことによるものであります。

6ページをお願いいたします。款4衛生費、項1

保健衛生費、目5環境衛生費、節19負担金補助及び交付金の50万円の減額であります。文京町にありましたゆたか湯が9月末をもって廃業したため、過疎地公衆浴場確保対策事業補助金の一部を減額するものであります。

同じく目7住友地区共同浴場費として205万円の増額であります。これまでの燃料費の高騰などによるものであります。

同じく項2清掃費、目2じん芥処理場費、節11需用費の修繕料として77万円の増額であります。ブルドーザーの修繕に要する経費を計上するものであります。

款5労働費、項1労働諸費、目1勤労青少年ホーム費として総額165万4,000円の減額であります。9月末をもって施設を休止したことによるものであります。

8ページをお願いいたします。款6農林水産業費、項1農業費、目7基幹水利施設管理費の30万6,000円の増額であります。エルムダムに要する経費の決算見込額を補正するものであります。

款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費、節19負担金補助及び交付金の3億円の増額であります。歳入でもご説明申し上げましたとおり、市内2企業に対する新産業創造等事業助成金であります。

10ページをお願いいたします。款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費、節11需用費の光熱水費として160万9,000円の増額であります。街路灯の電気代でありまして、電気料金の値上げ及び駅前広場完成による7基の街路灯に要する経費であります。

同じく目4道路新設改良費、節15工事請負費の学園通り歩道舗装改修工事として165万円の増額であります。コープさっぽろの進出及び中央バスターミナルの廃止に伴い、旧赤平小学校横の学園通りの歩行者がふえることが予想されることから、舗装改修を行うものであります。また、歳入でもご説明したとおり、本事業に過疎対策事業債を充当するものであります。

12ページをお願いいたします。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費として82万4,000円の増額であります。主に最低賃金アップ、燃料費高騰、修繕料等の増額によるものであります。

同じく項2幼稚園費、目1幼稚園費、節15工事請負費として75万円の増額であります。地下タンク破損による改修工事費であります。

14ページをお願いいたします。同じく項6保健体育費、目2学校給食センター費、節18備品購入費として680万3,000円の増額であります。ガス式チームコンベクションオープンの老朽化による故障のため、その機械更新の経費として計上するもので、その財源としては歳入でもご説明したとおり、市町村振興基金道借入金を充当するものであります。

款12諸支出金、項1公営企業費、目2病院公営企業費として170万円の増額であります。あかびらガンバレ応援基金を活用して医師確保対策事業の経費に充当するものであります。

16ページをお願いいたします。款14予備費の1,326万2,000円の増額であります。今回の補正の歳入歳出の差引額を留保資金として形式的に計上するものであります。

次に、議案第166号平成20年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成20年度赤平市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,349万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億2,818万3,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。1ページをお願いいたします。歳入の款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として1,229万7,000円の増額であります。主に職員給与費2名分を一般会計から振りかえたことによるものであ

ります。

2ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料の8万4,000円の増額であります。70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取り扱いについて、一部改正に伴う高齢者受給者証のただし書きの印字及び差しかえ文発行のシステム改修費であります。

款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費の3,420万9,000円、同じく目2退職被保険者等高額療養費の1,629万2,000円の増額であります。それぞれ決算見込みによるものであります。

4ページをお願いいたします。同じく項4出産育児諸費、目1出産育児一時金の9万円の増額であります。国民健康保険条例の一部改正に伴い出産育児一時金が35万円から38万円に改定されたことによるものであります。

次に、議案第167号平成20年度赤平市老人保健特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成20年度赤平市の老人保健特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,123万8,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として13万5,000円の増額であります。

2ページをお願いいたします。歳出の款2医療諸費、項1医療諸費、目1医療費適正化推進事業費の同額の補正につきましては、嘱託職員報酬などの精査による決算見込額を補正するものであります。

次に、議案第168号平成20年度赤平市後期高齢者



医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成20年度赤平市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,217万8,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として20万7,000円の増額、同じく款4広域連合支出金、項1広域連合支出金、目1後期高齢者医療特別対策交付金の16万円の増額であります。

2 ページをお願いいたします。歳出の款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の人件費、同じく項2徴収費、目1徴収費の事務費を補正するものであります。

次に、議案第169号平成20年度赤平市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成20年度赤平市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ192万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億151万8,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として183万2,000円を減額するものであります。

2 ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1下水道事業費、項1下水道事業費、目

2公共下水道事業費、節15工事請負費の87万5,000円の減額につきましては、工事の執行残によるもの、同じく節22補償補填及び賠償金の200万円の減額につきましては、工事施工箇所補償対象物が発生しなかったことによるものであります。

同じく目4公共下水道維持管理費、節13委託料の管渠調査清掃として81万7,000円の増額であります。汚水管の流れが悪い箇所等を改善すべく新たに調査清掃を行うものであります。その他につきましては、人件費及び事務費の精査によるものであります。

次に、議案第170号平成20年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成20年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,191万9,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款3繰入金の8,000円並びに項5諸収入の2,000円を増額するものであります。

2 ページをお願いいたします。次に、歳出であります。人件費及び管理費等を精査するもので、また愛真ホームの運営等に関する経費の今回の補正による歳入不足額302万3,000円につきましては、款1総務費、項1愛真ホーム施設管理費、目1一般管理費、節25積立金の愛真ホーム運営管理基金積立金で調整するものであります。

次に、議案第171号平成20年度赤平市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成20年度赤平市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,063万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,766万9,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。2ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。主なものとして款2国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金の238万8,000円の減額、同じく款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金の135万6,000円の減額につきましては、それぞれ保険給付費の減少見込みによるものであります。

3ページをお願いいたします。款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金の607万2,000円の減額であります。地域支援対象事業費を含む人件費であります。

4ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料の16万8,000円の増額につきましては、要介護認定の見直しに係る厚生労働省とのインターフェース接続回路及び装置などのシステム改修に要する経費であります。

款2保険給付費の補正内容につきましては、決算見込みによるものであります。

款4地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費、目1包括的支援事業費、節9旅費の4万4,000円、同じく節19負担金補助及び交付金の3万円の増額につきましては、北海道主任介護専門員研修に参加する経費であります。

款8職員給与費の635万4,000円の減額であります。主に職員1名分の人件費が一般会計に移行したものであります。

次に、議案第172号平成20年度赤平市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

第1条、平成20年度赤平市水道事業会計の補正予

算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。収入の第1款水道事業収益の補正予定額を118万円増額し、3億5,584万4,000円といたします。

支出の第1款水道事業費用の補正予定額を156万円増額し、2億8,703万4,000円といたします。

第3条、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正いたします。職員給与費の補正予定額を159万7,000円増額し、3,134万円といたします。

2ページをお願いいたします。平成20年度赤平市水道事業会計予算実施計画書について申し上げます。収益的収入及び支出につきましては、最初に収入であります。款1水道事業収益、項1営業収益、目3その他の営業収益は漏水事故に伴う補償金として118万円を増額するものであります。

次に、支出であります。款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費の91万8,000円の減額、目4総係費247万8,000円の増額につきましては、人事異動等による補正であります。

資本的収入及び支出の支出につきましては、金額の増減は発生いたしません。款1資本的支出、項1建設改良費、目1配水施設改良費、目2量水器設置費、目4浄水施設改良費は取配水池の送水管漏水の復旧に緊急を要し、事業の見直しにより予算の組み替えを行うものであります。

3ページは、資金計画書であります。説明を省略させていただきます。

4ページは、貸借対照表であります。

5ページをお願いいたします。6、剰余金、（2）、利益剰余金のうち当年度純利益は6,881万円となりまして、利益剰余金合計は1億8,976万円を見込むものであります。

議案第173号平成20年度赤平市病院事業会計補正予算（第4号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

第1条、平成20年度赤平市病院事業会計の補正予

算（第4号）は、次に定めるところによります。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。収入の第1款病院事業収益の補正予定額を170万円増額し、23億2,603万1,000円といたします。

支出の第1款病院事業費用の補正予定額を870万円増額し、22億4,288万2,000円といたします。

2ページをお願いいたします。平成20年度赤平市病院事業会計予算実施計画について申し上げます。収益的収入及び支出の最初に歳入であります。款1病院事業収益、項3特別利益、目2その他特別利益を170万円増額し、1億5,183万1,000円といたしますが、一般会計負担金を170万円見込むものであります。

次に、支出であります。款1病院事業費用、項2医業外費用、目3その他医業外費用を700万円増額し、賠償金として支出するものであります。

項4医師確保対策費用、目1経費として170万円を増額し、医師不足の中、医師確保対策を強化していく上で必要な経費を明確にするため新たに項を設け、旅費、委託料、諸会費等を予算化し、その財源としてあかびらガンバレ応援基金を活用するものであります。

3ページは、資金計画書であります。説明を省略させていただきます。

4ページは、貸借対照表であります。

5ページをお願いいたします。5、剰余金、(2)、欠損金に記載のとおり、当年度の純利益は8,314万9,000円を見込むものであります。

以上、議案第165号から議案第173号まで一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。宍戸忠君。

○4番（宍戸忠君） 補正予算の5ページですが、節の役務費、アスベスト分析手数料というのは、先ほどの説明では19カ所とお話聞きました。この19カ所は、場所というのは公表できるのですか、ちよっ

とお聞きしたいと思います。

○議長（鎌田恒彰君） 町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君） アスベストの分析の関係でございますけれども、平成17年に分析調査し、その結果としてアスベストでなかったという施設について今回分析する予定でございます。その施設等につきましては、当時分析結果でなかったとされている大町コミセン、住友地区リフレッシュセンター、住友地区共同浴場、浄化センター、山手団地、消防本部、茂尻分団詰所、住友赤平小学校、茂尻小学校、赤間小学校、茂尻中学校、平岸中学校、東公民館、文化会館、スカイスポーツ振興センター等々、あと茂尻中学校のものの校長住宅等も含まれて、この検体については当時委託しておりました業者さんに保存されておりますので、それをもって点検、分析する予定でございます。その結果につきまして、また所管の委員会で報告させていただきたく存じております。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） 宍戸忠君。

○4番（宍戸忠君） 議案第168号の平成20年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算、これは本議会でも意見書等で後期高齢者廃止とか中止を求める意見書を出しております。これに関連するものかと、1つ確認しておきたいと思います。

○議長（鎌田恒彰君） 質問の意味わかりますか。もう一度言ってもらいますか。

済みません、もう一度お願いします。

○4番（宍戸忠君） この件では、168号、後期高齢者医療特別会計、これは75歳以上の後期高齢者の問題に対しての補正予算かとお聞きしたいと思います。わからないか。医療制度の関係。

○議長（鎌田恒彰君） 栗山市民生活課長。

○市民生活課長（栗山滋之君） ご質問の内容なのですが、後期高齢者は75歳以上の部分なのですが、それでよろしいですか。前期のほうでしょうか。

○議長（鎌田恒彰君） 宍戸忠君。

○4番（宍戸忠君） それを確認しておいて、後期

高齢者の医療制度を進めるという補正予算ですね、国に基づいて。そこで、私はこの後期高齢者医療制度、まさに国全体で大問題になっています。これは、廃止、中止を求める意見書を出しました。この問題について、私は大きな危惧と、そういう問題を持っているのですが、これについては私は問題だというふうに考えていますけれども、そういう点ではどのように考えるかと、1つは。ちょっと確認しておきたい。

○議長（鎌田恒彰君） 栗山市民生活課長。

○市民生活課長（栗山滋之君） 後期高齢者医療制度につきましては4月から始まったのですが、当初年金の天引き等でかなり国民の皆さんの批判もありまして、それで年度途中で口座振替なんかも含めまして、だんだん改善はされております。それで、来年度も一部修正するというようなことも聞いておりますので、それを見きわめながら今後も問題点がありましたら上のほうに要望していきたいと考えておりますが、現在のところは21年度も後期高齢者医療制度は維持される予定ではあります。

○議長（鎌田恒彰君） 北市勲君。

○6番（北市勲君） 市立病院の補正予算の中で支出の賠償金、これは今回の病院で起きた合併症のお見舞いということを出すのですけれども、見舞金と賠償金と同じふうと考えてよろしいのですか。

○議長（鎌田恒彰君） 齊藤病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（齊藤幸英君） ただいまのご質問にお答えしますが、予算の科目として賠償金という名称を使っておりますが、見舞金ということで私どもは支払う予定で考えております。

○議長（鎌田恒彰君） 北市勲君。

○6番（北市勲君） 要は、項目として見舞金がないということなのだけれども、ニュアンス的にやはり見舞金と賠償金というのはちょっと違うのではないかなど。このことも含めて、いかにも賠償金という病院側に手落ちがあったと、事故があったというような解釈にとられやすいのではないかなと思うのですけれども、この辺も含めて支払っていく項目に

ついて検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） ただいまのは要望でよろしいですか。

○6番（北市勲君） はい、結構です。

○議長（鎌田恒彰君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第165号、第166号、第167号、第168号、第169号、第170号、第171号、第172号、第173号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第165号、第166号、第167号、第168号、第169号、第170号、第171号、第172号、第173号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第165号、第166号、第167号、第168号、第169号、第170号、第171号、第172号、第173号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（宍戸議員「議事進行。」と言う）

○議長（鎌田恒彰君） 宍戸忠君。

○4番（宍戸忠君） 私は、議事進行上168号については、これは後期高齢者制度、国民の大きな不安の中で問題になっています。この168号、これを反対するということが議事進行を進めてほしいと思っておりますが、いいですか。

○議長（鎌田恒彰君） 暫時休憩いたします。

（午前 11時40分 休憩）

（午後 1時15分 再開）

○議長（鎌田恒彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。宍戸議員から12月16日の本会議における発言について、会議規則第62条の規定により、議案第168号平成20年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算について反対したいので、採決について一括ではなく、別々に議事を進めてもらいたいとの発言を取り消したいとの申し出がありました。取り消しの申し出を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。

宍戸議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定しました。

これより、議案第165号、第166号、第167号、第168号、第169号、第170号、第171号、第172号、第173号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第21 議案第174号中空知広域市町村圏組合規約の変更についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第174号中空知広域市町村圏組合規約の変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

中空知広域市町村圏組合につきましては、5市5町をもって組織され、広域的な事業の事務を処理しているところであります。このたび中空知広域市町

村圏組合を構成する関係市町が財政再生団体となることを回避するための緊急避難的な措置として基金の処分の特例制度の創設をするため、中空知広域市町村圏組合規約の一部を変更する必要がありますことから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第15条第2項及び第4項につきましては、「出資額」を「出資限度額等」に改めるなど字句の改正を行うものでございます。

第16条につきましては、基金の処分の特例として条を追加するものでございます。

別表につきましては、「出資額」を「出資限度額」に、「出資比率」を「出資限度比率」にそれぞれ字句を改めるものです。

附則といたしまして、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第174号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第22 議案第175号中空知衛生施設組合規約の変更についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第175号中空知衛生施設組合規約の変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

中空知衛生施設組合は、当市を含む3市2町で構成され、火葬場施設の設置及び運営に関する事務や

廃棄物の中間処理に関する事務など共同処理しているところがございます。このたび火葬場施設及びし尿処理施設の運営に係る費用の負担割合の算定に係る対象期間を変更するため、中空知衛生施設組合理約の一部を変更する必要がありますことから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるところでございます。

規約の変更内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

別表の2の項第2号及び3の項第2号中「前年実績割」を「前年度実績割」に字句を改め、備考の第1項中の「前年実績割」とは、前年の1月から12月を「前年度実績割」とは、前々年度の10月から前年度の9月に改め、さらに第4項を削り、第5項を第4項に繰り上げるものがございます。

附則の第1項といたしまして、この規約は、平成21年4月1日から施行するものとし、第2項といたしまして、改正後の別表の規定は、平成22年度以後の年度分の組合市町の負担金について適用し、平成21年度分までの組合市町の負担金については、なお従前の例によるものとする経過措置を定めたものがございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第175号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

---

○議長（鎌田恒彰君） 日程第23 報告第16号専決処分の報告について、日程第24 報告第17号専決処分の報告について、日程第25 報告第18号専決処分の報告について、日程第26 報告第19号専決処分の報告についてを一括議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。町田総

務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 報告第16号から第19号まで一括してご説明申し上げます。

指定されております専決処分事項のうち第1項の1件の金額が30万円未満の和解に関する事、第2項の市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関する事に基きまして、市営住宅の滞納家賃等の支払いの請求に関する裁判上の和解につきまして専決処分を行いましたことから、議会に報告するものがございます。

それぞれ専決処分書でご説明申し上げます。

初めに、報告第16号でございます。和解の件数は1件、和解の趣旨でございますが、相手方が市営住宅の家賃など29万7,152円を滞納しておりますことから、平成20年9月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いましたところ、相手方から毎月1万円の分割納付を趣旨とした異議の申し立てがあったものの、相手方が口頭弁論期日において事実を争わなかったことから、平成20年11月13日、民事訴訟法275条の2に基づき、滝川簡易裁判所より平成21年1月から2万円ずつ支払うことを内容とした和解にかわる決定を受けたところがございます。この決定に対し相手方より適法な異議の申し立てがないときは、この決定が裁判上の和解と同一の効力を有することとなるものがございます。

次に、報告第17号でございます。和解の件数は1件、和解の趣旨でございますが、相手方が市営住宅の家賃など42万3,225円を滞納しておりますことから、平成20年9月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いましたところ、相手方から毎月1万円の分割納付を趣旨とした異議の申し立てがあったものの、相手方の支払い意思を尊重し、平成20年12月から毎月3万円を分割納付することで和解するものがございます。

次に、報告第18号であります。和解の件数は1件、和解の趣旨でございますが、相手方が市営住宅の家賃など31万3,372円を滞納しておりますことから、平成20年9月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の

申し立てを行いましたところ、相手方から毎月5,000万円の分割納付を趣旨とした異議の申し立てがありましたが、相手方の支払い意思を尊重し、平成20年12月から毎月2万円を分割納付することで和解するものでございます。

最後に、報告第19号でございます。和解の件数は1件、和解の趣旨でございますが、相手方が市営住宅の家賃など15万5,103円滞納しておりますことから、平成20年10月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いましたところ、相手方から毎月5,000円の分割納付を趣旨とした異議の申し立てがあり、また相手方の母親より月額1万5,000円の分割納付をさせるとの申し出がありましたが、相手方が口頭弁論期日において事実を争わなかったことから、平成20年11月13日、民事訴訟法275条の2に基づき、滝川簡易裁判所より平成20年12月から1万5,000円ずつ支払うことを内容とした和解にかわる決定を受けたところでございます。このことは、報告第16号同様、適法な異議の申し立てがないときは、この決定が裁判上の和解と同一の効力を有することになるものでございます。

以上、報告第16号から第19号まで一括してご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第16号、第17号、第18号、第19号については、報告済みといたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第27 これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1、1、市民への生活支援対策について、2、中小企業支援対策について、3、児童福祉につ

いて、議席番号1番、五十嵐美知さん。

○1番（五十嵐美知君）〔登壇〕 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきたいと思っております。

件名1の市民への生活支援対策についてでございます。昨今の社会情勢は、アメリカ発の金融不安から、経済から生活に至るまで不安定な状況にあるのはだれしもが感じているところであります。こうした世界の金融危機を乗り切るには、全治3年とも言われております。世界経済の現状からいえば、年末より年度末のほうが大変になるのではないのでしょうか。そこで、世界的な金融危機から暮らしを守るために、政府与党は新たな経済対策、生活対策を決定し、生活者、中小零細企業、また地方を支援する思い切った対策の早期実現が求められております。

そこで、今話題の定額給付金でございます。何かと出費の多い3月ですので、年度末は定額給付金をきちんと出せば生活支援と消費の下支えの効果を発揮するものと思っております。一方、ばらまきだ、ほかに使えなどのご意見もありますが、給付つき減税は今世界の大きな流れにあります。フランス、オランダ、イギリス、アメリカ、韓国などで実施されたり、これから実施しようとしております。日本も定額給付金はその流れの中で考えられたようでございます。そこで、政府与党の新たな経済対策の柱となる総額2兆円の定額給付金について、急激な物価高と所得の伸び悩みに苦しむ家計を応援するための生活支援と金融不安に伴う景気の先行き不安に対応するための経済対策という2つの意味合いがあると言えます。国のガイドラインが11月28日に発表されましたが、それに沿って高額所得者を除く問題も含め、各市町村が実情に応じて交付要綱をつくり、対応することになります。ここで大事なことは、スピーディーな対応とスムーズな運用、そして無事故のために準備作業に万全を尽くすということではないでしょうか。よって、以下の点についてお伺いいたします。

①の定額給付金にかかわる対応についてでございますが、アからウまで関連いたしますので、一括で

お伺いいたします。今回のアメリカ発金融危機による市民生活への影響をまず市長はどのように受けとめておられるのか、先に伺っておきたいと思います。

定額給付金につきましては、特に生活が大変な子育て世代や年金生活者にとっては明るいニュースで、市民の皆さんの中では一日でも早い支給を待ち望んでおります。この定額給付金について、市長はどのような認識でおられるのか、また期待についても伺っておきたいと思います。

次に、定額給付金について、1人1万2,000円、65歳以上、18歳未満、それぞれ8,000円の加算があり、当市は11月1日現在の人口で1万3,444人、そのうち65歳以上が4,927人、18歳未満が1,512人と、合わせて6,439人の方々が1人2万円になります。そこで、当市の11月1日の人口規模ですと、総額約2億1,000万円ぐらいが当市に入ることになりますが、定額給付金の対象人口の確定する時期をいつにするのか、1月1日、2月1日などの考えもあるようですが、この点について、またさらに給付金の効果についても当市にとっては景気低迷の中、経済対策の下支えになると思いますし、市内での消費に回れば景気への刺激効果も相当程度あると思います。そこで、商工会議所などの連携で少しでも多く地元で使っていただく対策は必要と思いますが、あわせてお考えをお伺いいたします。

また、定額給付金についてはプロジェクトチームなどを早急に立ち上げ、準備に万全を尽くすべきであると思いますが、この点の取り組みと、さらに高額所得者問題も含め支給方法につきましても、1つ目は郵送申請方式、2つ目に窓口申請方式、3つ目に窓口現金受領方式の3方式が示されております。この点につきましても、当市の取り組みのお考えとあわせてお伺いいたします。

さらに、振り込み詐欺防止策についてでございますが、この振り込み詐欺は内容もさまざまで、そのときの社会情勢に合わせ手口も巧妙になっていますので、定額給付金を語ることも予測されますので、こうした振り込み詐欺から市民を守る上からも、対

策を講じなければならないのではないかと思います。そこで、これまでも振り込み詐欺対策は当市としても取り組まれてきた経過もあるかと思いますが、さらにもう少し踏み込んで、現在当市で保管しているスピーカーつきの車を活用して市内を定期的に巡回し、注意を呼びかけるなど、あらゆる振り込み詐欺にも対応できるのではないかと思います。お考えをお伺いいたします。

件名2の中小企業支援対策について、①、新しい緊急保証制度の取り組み状況と今後の考えについてお伺いいたします。世界的な金融危機の影響は、業種を問わず、規模を問わず、あらゆる分野の企業を直撃しております。よって、もう一つの柱は事業資金の調達に苦しむ中小企業、小規模零細企業の資金繰りを支援する新たな緊急保証制度でございます。業種も10月1日の時点では185から現在では698業種まで拡大されております。セーフティーネットの貸し付けとあわせ、保証貸付枠を9兆円から30兆円に拡大し、既に10月末から始まりしております。新たな予約保証制度も始まりました。地方自治体には、地域経済を担う中小零細企業を守り抜くという大きな責任があるかと思います。金融危機による当市の地域経済への影響、さらに中小零細企業への影響をどう認識されておられるのか、初めに確認しておきたいと思います。

また、10月末から始まりました緊急保証制度については、原材料価格高騰対応などやセーフティーネット貸し付けの拡大、資金繰り円滑化借りかえ保証、小口保証制度なども活用できるようになっておりますが、そこで当市の商工業者への周知徹底などを含め、今日までの当市としての取り組み状況について、さらに今回の制度についてどのような期待を持っておられるのかお伺いいたします。

さらに、金融危機の実体経済への影響はこれからであると思いますが、既に自治体によってはすべての業種を対象とした責任共有制度の対象外とした100%保証や一定期間無利子とする利子補給制度などに取り組んでいる自治体も多くありますが、当市の



現状の財政状況では他市のようにはいかないまでも、年度末に向けて一番困っている中小零細企業に向けた当市の支援策についてもさらに踏み込んだ実施が、施策が必要になるのではないかと思います。今後どのようにこの点考えていかれるのか、あわせてお伺いいたします。

件名3、児童福祉について、①の子供の医療についてお伺いいたします。最近の報道に国民健康保険料が滞納で、その子供が無保険になっているケースがあるようでございます。このことにつきましては、国民健康保険では病気や失業などの特別の事情がないにもかかわらず、世帯主が保険料を1年以上滞納した場合、保険証と引きかえに資格証明書が交付されるわけですが、そこで今回話題になりましたのが資格証明書では医療費を一たん医療機関の窓口で全額自己負担しなければならないということで、子供の受診控えが懸念されておりました。こうしたことから、国においても学校教育法との関係から義務教育の中学生以下の子供に交付する短期保険証が新聞報道などで既にご存じかと思いますが、来年の4月から施行ということで動き始めました。その中で、現在当市の国保保険料滞納による資格証明書の状況と、さらに子供の医療にかかわる該当者がこの世帯の中に現在いるのかどうか。いるといたしましたら、来年4月まで当市として子供の医療にかかわる対応についてどのように考えていかれるのか、あわせてお伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（鎌田恒彰君） 高尾市長。

○市長（高尾弘明君） 大綱1の市民への生活支援対策について、①、定額給付金にかかわる対応について、最初に金融危機による市民生活の影響と定額給付金の期待についてということで、私自身の認識についてお尋ねございましたので、まずお答えをさせていただきますと思います。

現在世界の金融資本市場は、100年に1度と言われる混乱に陥っておりまして、経済の弱体化による世界的な景気後退の兆しがますます強まり、外需に

依存してまいりました日本経済にとりましても大変大きな打撃を受け、師走を迎える今日、次々と大手企業を筆頭に雇用削減が打ち出されるなど、予想をはるかに超えた影響が国内でもあらわれ、こうした傾向が長期化することを大変懸念をいたしております。特に北海道の場合は、依然として景気回復の兆しが見られない状況下であり、このまま景気低迷が長引くことによりまして、住民生活に大きく影響を及ぼすことが危惧されるところでございます。こうした世界的な今日の難局を打開するためには、一自治体としてのやれることには限界がございしますが、地元産業を維持するため、雇用確保あるいは中小企業などを中心にいかに対策を講じるべきか、しっかりと企業、関係者などと連携を図り努力をしまわなければならないと思います。一方、生活面から申し上げますと、特に不況のあおりを最も受けやすい、いわゆる経済的弱者と言われる方々の暮らしをどう守り続けていくかということも大変重要なことであり、今後の経済動向などをしっかりと把握した上で対処してまいらなければならないと考えております。

定額給付金に対する期待についてのご質問でございますが、現段階では国の予算がまだ通っておりませんので、これまでの報道あるいは総務省から示されております概要に基づいてお答えをさせていただきます。昨年来の原油高騰は、国民生活、あらゆる産業を直撃し、特に北国における冬の暮らしへの影響は大きく、最近ようやく油の価格が引き下げられる傾向にございますが、これまでの生活負担というのは予期せぬ事態であったかと思えます。また、今日の経済不況下の中で物価高騰が相次ぎ、日々不安を抱きながら家計を切り詰め生活されている国民にとりまして、このたびの定額給付金はまさに生活支援対策であるというふうに思っております。一方、定額給付金のもう一つの目的は地域の経済対策でありまして、給付金を受け取られた皆さんがやはりしっかりと消費していただく。できれば地元赤平市内で消費をしていただき、経済の循環を促すことで地

域経済が少しでも上向く景気になることを期待したいところでございます。いずれにいたしましても、今後の国の動向に注視しつつ定額給付金が実施される場合は万全な体制で臨んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） 伊藤企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 次に、私のほうから、給付金の効果と支給方法について、ウ、振り込み詐欺防止対策については関連がございますので、一括してお答えさせていただきたいと思いますが、先ほど市長の答弁のほうにもありましたように、国の予算化がされていない状況でありまして、総務省といたしましては本年11月28日付で定額給付金事業の概要、たたき台を示し、今後自治体などの意見の聞き取り作業を行いながら方針を固めていく考え方でございますので、この概要に基づいてお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、定額給付金の効果についてであります。概要によりましては目的は景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うとともに、あわせて住民に広く給付することにより地域の経済対策に資するとされており、生活支援と地域経済対策の2つの柱がありますので、給付金をしっかり消費していただき、できれば地元で消費していただくことを期待するところであります。

次に、支給方法についてであります。総務省において基準日は平成21年1月1日または2月1日のいずれかに全国統一で定めることを検討されております。参考までに、当市の本年12月1日現在の対象者数1万3,444人で、定額給付金総額を試算いたしますと2億1,301万6,000円となります。また、議員がおっしゃられるとおり、支給方法につきましては郵送申請方式、窓口申請方式、窓口現金受領方式と3つの方式が考えられておりますが、事務手続の簡素化といった観点から申し上げますと、申請行為、交付決定行為を郵送で行い、口座振り込みをする郵送申請方式が適していると考えているところでありますが、昨今の社会情勢は振り込み詐欺が多発している

状況のため、果たして郵送方式でいかに本人確認ができるかという課題もございまして、これについても総務省で検討事項とされている状況でありますので、慎重に検討してまいらなければなりません。

なお、給付対象者につきましては、所得が年間1,800万円以上の世帯構成者には給付しないとするのが市町村の判断でできるとされておりますが、冒頭申し上げた生活支援の目的からいたしますと、このたびの給付金は過去に行ってきた地域振興券のような福祉対策ではなく、景気に対処するものであることから、全市民が景気後退による何らかの影響を受けていると判断すべきで、本市といたしましては所得制限を設ける考え方はございません。そこで、定額給付金をいかに地元で消費していただくかということでございますが、これはぜひとも企業や事業者の皆様自身に知恵を絞っていただきたいと思いません。例えば定額給付金何々フェアといったように冠を利用するとか、実現可能かどうかわかりませんが、何らかのサービス、特典などをつけるなど、専門家である事業者の皆さんがビジネスチャンスとしてとらえていただき、さまざまなアイデアや工夫によって主体的に努力していただく、こういったことを期待するところでありますし、行政といたしましても何かお手伝いすることがあるか、商工会議所のほうとも十分ご相談してまいりたいと思います。

また、給付事務の体制づくりであります。ご承知のとおり行財政改革によりまして市職員は大幅に減少している状況でありますので、日常業務を抱える中、一課がすべての業務を担うというのは現実的に不可能な状態であり、臨時職員を採用することも一つの雇用対策と考え、プロジェクトチームに臨時職員も加えた体制づくりを検討してまいります。

次に、振り込み詐欺防止対策についてであります。既に市ホームページにおいて注意を呼びかけており、広報あかびら1月号においても同様に周知を図ってまいります。議員ご指摘のスピーカーつき公用車の活用につきましては、給付金を実施する段階におきまして、一定期間市内を外勤する場合に実施

してまいりたいと思います。

最後になりますが、総務省では平成20年度内に定額給付金を給付するよう検討を進めておりますが、スケジュール的にすべての事務を年度内に完了するには非常に厳しい情勢であり、本事業は一部を除く事務費も含め国が10分の10を補助して実施する事業でありますので、国の補助金が概算払いされるかどうかというのは財政再生団体入り回避を使命とする本市にとりましては、平成20年度に交付できるか否かの極めて重要な問題であります。いずれにいたしましても、今後も国の動向に注視しつつ万全を期してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） 菊島産業課長。

○産業課長（菊島美時君） 大綱2、中小企業支援対策について、①、新しい緊急保証制度の取り組みと今後の考え方についてお答えします。

初めに、現在の金融危機による本市経済への影響をどう認識しているかということではありますが、本市においても例外ではなく、最近では中堅企業が倒産するなど現在の経済情勢はこれまで以上にまさに未曾有の危機的な状況にあると認識しております。こうした状況を踏まえ、緊急保証の制度概要を周知するため、本市のホームページから北海道経済産業局のホームページへリンクしておりますとともに、商工会議所並びに金融機関とも連携を図りながら努めているところであります。特に緊急セーフティーネット貸し付けの申請に係り市の役割としては認定業務がありますが、10月末から12月12日現在の1カ月半で5件ありましたが、これまでも年間でも多くて4件程度の認定実績からも企業などにおける資金繰りの厳しさを痛感しているところであり、本市としましても現在金融機関と連携を図りながら、より迅速な認定業務に努めているところでございます。

本市といたしましても、本制度の活用により、これからの年の瀬を迎えるに当たり、ますます資金繰りが厳しくなると予想されますことから、緊急保証制度活用の推進に向けてより一層周知してまいりた

いと考えております。さらに、本市の制度、赤平市中小企業融資制度の周知も含め、会議所並びに金融機関と連携を強めながら対策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜るようお願いいたします。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） 栗山市民生活課長。

○市民生活課長（栗山滋之君） 大綱3、児童福祉について、①、子供の医療についてお答えいたします。

国民健康保険は、市町村を単位として相互扶助の精神により病気やけがが発生した場合に保険給付を行う社会保険制度であります。この制度を運営するに当たりまして、財源となる大きな柱の一つとして被保険者の皆さんに納めていただいている国民健康保険税があります。現在全国各自治体における国保の運営状況は大変厳しい状況にありますが、安定した保険給付を行うことも市町村の責務であり、保険税収入の増減は国保会計に及ぼす影響が大きいことから、収納業務につきましては最大限力を注いでいるところであります。同時に、収納業務におけるもう一つの重要な要素として被保険者の皆さんに対しまして不公平感を与えないことも重要な責務と認識しております。以上の理由により、これらの問題解決を図るため不誠実な滞納者には、いわゆるペナルティーといたしまして資格証明書の交付や短期証の交付を実施しております。

あわせて、本市の資格証明書の交付状況についてではありますが、現在の該当世帯は6件であり、そのうち該当する子供のいる世帯は1件であります。この1件に対しての折衝状況ではありますが、市では短期証の交付も視野に入れ折衝中ではありますが、現在まで分納等の手続なども行われていないことから、今後も折衝を続けていきたいと考えております。

さらに、ご質問の趣旨であります資格証明書の交付によってその世帯に属する子供の医療機関への受診が減るのではないかということについてですが、この措置の目的は先ほど述べましたとおり、当然医

療機関の受診を拒むものではありません。さらには、窓口におきましても同様の指導を行っており、健康への影響がないように配慮をしております。しかしながら、いつきではありますが、資格証明書の交付による10割負担が発生することも事実であることから、場合によっては医療機関への受診を控えることは十分に考えられます。また、このことが社会問題としても取り上げられていることから、政府では中学生以下の子供の健康を守ることを目的として、来年の4月から短期証への切りかえを検討しており、市といたしましても今後は国の動向を見守り、来年4月からの完全実施に向けて準備を進めてまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（鎌田恒彰君） 五十嵐美知さん。

○1番（五十嵐美知君）〔登壇〕 ただいまそれぞれお答えをいただき、一定の理解はいたしました。

何点が提案を含め申し上げたいと思います。定額給付金の申請、交付決定通知の一つの考えであります。これは全世帯になりますので、課長も言われたように郵送方式、いいかと思えます。そこで、安全ではば間違いない届く郵送方式ですけれども、なおかつ安全という意味で考えましたら、配達記録郵便、届いたら受け取った人がそこで受け取りましたという印、印鑑、サインなどするわけですが、これは有効ではないかなと思います。また、これも業者入札で行うことによって、何カ所か市内でもそういう郵便局も含めてあるかと思えますけれども、こんなことも一つの考え方として提案しておきたいと思えます。

また、給付事務に関してですけれども、ただいま財政課長答弁に国の補助金が概算払いか精算払いかでは本市にとって年度内交付が極めて重要問題とありましたが、地域振興券のときも概算で前払いをされた経緯があると思えます。そこで、今回も同様に行われると思えますが、我が党としても定額給付金の年度内実施を目指しておりますので、精算払いでは本市の財政状況が困難になりますので、私も公明党の地方議員の一人として党のほうに概算払いとな

るよう強く伝えてまいりたいと思っております。

また、定額給付金に関してさまざまなご意見が現在あります。ある新聞に掲載された記事に、投稿者の思いがラジオから流れた川柳と同じという内容で紹介されておりました。その川柳は、「給付金あれこれ言わずに早くくれ」でございます。この声もまた、庶民の切実な願いだと私は思います。

また、国の新しい緊急保証制度も10月31日スタートしております。北海道としては、10月31日から12月8日まで約1,579件の決定で、金額は約300億円の実績と伺いました。来年は、さらに厳しい経済状況になるという見方が強くございますので、当市の企業、商店など大変厳しい状況が出てくるのではと懸念されます。当市行政として商工会議所、金融機関などともよく連携をとっていただき、今後も国、道などの施策が速やかに行き渡るように今まで以上に手を尽くしていただきたいと思えます。

以上申しまして、質問を終わります。

○議長（鎌田恒彰君） 質問順序2、1、雇用対策について、2、農業振興について、3、食の安全について、議席番号3番、谷田部芳征君。

○3番（谷田部芳征君）〔登壇〕 通告に従いまして質問をします。よろしくご答弁のほどお願いいたします。

大綱1、雇用対策について、①、公共事業の確保と予算の増額についてお伺いをいたします。米国を中心とした世界的な株価暴落は、あらゆる業種の企業に大きな打撃を与え、地球規模での経済不況をもたらすなど、今世界じゅうに失業者が増大しております。特に米国議会においては、ビッグスリーと言われる自動車大手3社の経営破綻回避のために1兆4,000億という莫大な公的資金投入による救済法案の検討がなされておりますが、ついにこれも廃案となりまして、新たな支援策をめぐり注目をされている模様であります。この世界的経済不況は日本にも及び、消費低迷により現在自動車産業や電子機器、家電産業を中心とした製造業に大幅な生産縮小体制がとられました。人員削減計画による非正規労働者

の解雇や契約打ち切りがふえており、現在社会問題にもなっております。このことから、非正規労働者や内定取り消し問題に国も本腰を入れて取り組んでいるようですが、労働者の生活を安定させるため早急な雇用対策、法整備を願うところであります。また、道は調査の結果、3社に1社が雇用調整に及んでいるというこの現状をかんがみ、来年度予算編成に当たっては雇用創出を重点政策として取り組むとのことであります。

現在本市においても不況下の中で仕事を探すのは大変なことで、出稼ぎに行っている人もおりますが、国民年金や厚生年金の満額支給を受けていない人は生活が苦しく、年齢的にも出稼ぎも難しいとのことで、拾い仕事でもよいから何とかしてほしいという人がふえております。中には、企業のリストラにより地元に戻ってくる若者もおり、いろいろなケースで職探しの依頼が私たち議員それぞれにあるわけでありまして。仕事をしたくても仕事がないのが本市の現状であります。本市における公共事業は近年減少傾向にあり、普通建設事業費だけを見ますと、平成18年度の決算額は11億2,400万、19年度は6億7,300万、20年度はまだ予算でありますけれども、2億4,200万となっており、20年度決算額では補正額を加えてもそれほどの伸びは期待できないようであります。このように平成20年度は財政再生団体入り回避のために厳しい予算執行を余儀なくされたわけでありまして、このたびの住民懇談会において市長みずから申されておりますように、21年度に向けては99%財政再生団体入り回避されるものと私たちが予測しているところであります。各種取り組みと施策に加え、土地の売却等で臨時的に収入がふえるなど、財源にわずかですが、ゆとりができました。このことから、一番先に取り組まなければならないのは雇用対策ではないでしょうか。雇用の確保により市民の生活は安定、安心となるわけでありまして。市の財政事情の厳しい今こそ、産炭地基金を最大限に活用すべきですし、大いに値するところだと思います。来年度以降についても厳しい予算執行と

なると思われませんが、21年度の予算編成に当たって、私は本市の雇用状況をかんがみ、多少の公共事業の拡大は図るべきであると考えておりますが、公共事業の確保、拡大等の考え方についてお伺いをいたします。

次に、②、地元企業への対応についてお伺いいたします。最近、大手企業の倒産や生産規模縮小による人員削減、給料カットなどの報道が多く目につきますが、道内においても中小製造業を中心に生産調整が行われ、本市や周辺自治体においても倒産やリストラが発生し、失業者がふえてきている状況にあります。大きな自治体では、緊急雇用相談会が開催されているところもありますが、ハローワークと連携して取り組まれているようですが、本市の失業者の対応はどのようになっているのでしょうか。また、企業に対しての経営状況の把握や相談等についての対応についてもお伺いをいたします。

次に、産炭地基金の活用についてお伺いいたします。平成19年度、20年度では産炭地基金の利用があり、本市の企業は大いに有効活用されたことと思えます。この中で新規事業への活用しか認められておりませんが、今厳しい不況下の中で中小企業は四苦八苦しておりますので、運用基準を緩和して企業の救済にも活用できるよう、関係自治体や道と協議することも必要ではないでしょうか。国の基準があり、難しいかもしれませんが、あらゆる努力は必要であります。可能性についてお伺いをいたします。

この不況下において、金融筋の貸し渋りも含め、今後も倒産を余儀なくされる企業も出てくると思えますので、商工会議所や自治体の努力により少しでも救済の手を差し伸べ、経営破綻を未然に防いでほしいものと願っております。今後の地元中小企業への対策、対応について、お考えがあればお伺いしたいと思えます。

大綱2、農業振興について、①、地場農産物の評価と今後の対応についてお伺いをいたします。今年の作況は全国的に豊作となり、作況指数は全国で102、全道で106、空知は全道で1番の107という高い

指数となりました。天候にも恵まれ、特にことしの特徴として8年ぶりに一度も台風が上陸せず、よって農業被害も少なく、プラスの要素となったものがあります。JAたきかわ集荷施設、いわゆるライスセンターでは、出荷及び調製作業も間もなく本年産米の最終結果が出る予定でありますけれども、現在までの内容によりますと、昨年対比3万俵プラスの33万俵の出荷が見込まれ、全量1等米に調製し、食味の基準となるたんぱくの含有量も少なく、したがって高品位米の比率も高く、特に赤平産は高品位米出荷率97.2%と、JAたきかわの中でもずば抜けてよい数字が出ております。JAたきかわ産米の高品位率を押し上げている状況にもあります。もとより当市の米は良食味米として評価されており、生産農家の栽培努力もありますが、地形的に周囲を山に囲まれた盆地に位置し、温暖な気候に恵まれ、米を初めホウレンソウ、トマトのハウス栽培や他の畑作物を含めて品質のよい農産物が生産され、市場においても高く評価をされております。このように評価が上がっている中で、当然農業団体としての農協も販売に力を入れているわけではありますが、当市としても基幹産業である農業の地産地消の拡大に市民向けとしての踏み込んだPR活動が必要かと思えます。地元産の農業振興についてお伺いをいたします。

また、市長の所信表明にもありましたように、農業、商業、企業の連携を図りながら、市民に対する地場産品の認知と地産地消の拡大に向け、(仮称)産業フェスティバル開催に向け検討したいとのことですが、市民へのPRと当市の活性化に向けたイベントの実現を図っていただきたいものであります。お考えをお伺いいたします。

次に、大綱3、食の安全について、①、一連の食品事件についてお伺いをいたします。昨年6月、ミートホープ社による食肉偽装事件を初めとして、中国産冷凍ギョーザ及び冷凍インゲンの農薬混入事件など、国産や輸入品を問わず、連続して不正きわまりない事件が今なお続き、ことし9月には輸入米としてのミニマムアクセス米の中に発がん性物質のカ

ビ毒や残留農薬を含む汚染米、いわゆる事故米の食用としての不正転売事件は大きな社会問題として取り上げられ、企業の消費者無視による無責任な行為と管理する農水省の検査体制や危機管理の甘さが強く浮き彫りになり、今なおそれぞれの事件の解明もされていないものも多く、これまでに回収命令や自主回収となった食品は73種類で224以上になっており、道内の市町村においても事故米を含め他の食材も流通し、病院、学校、老人施設などの給食に利用された報道もあり心配しておりましたが、お聞きいたしますと当市の各給食施設には、民間を含めて私の調査した中では、すべてではありませんけれども、該当する食材は使用されていないと伺っており、安心いたしました。食の安全を逆なでする一連の事件について、病院給食、学校給食センターはどのように対処されてきたのか、また食材の利用に当たってのこれからの考え方についてお伺いをいたします。

以上で1回目を終わります。

○議長(鎌田恒彰君) 伊藤企画財政課長。

○企画財政課長(伊藤寿雄君) 大綱1、雇用対策について、①、公共事業の確保と予算の増額についてお答えさせていただきます。

世界の金融資本市場の混乱により経済の弱体化が進み、景気後退の兆しがますます強まり、国内においても大手企業を初め雇用削減が次々と打ち出されるなど、不況のあおりがさまざまな形となってあらわれ、今後は直接的に住民生活へ影響を及ぼし、景気低迷が長期化することを懸念いたしております。議員がおっしゃられるとおり、当市における公共事業につきましては年々減少傾向にあり、特に本年度については新たな財政健全化法によって財政再生団体に陥らないかどうかという正念場の1年でもありまして、公営住宅建替事業を初め、大幅に事業を先送りさせていただいている状況であります。確かに平成20年度決算見込みによる財政指標はすべて好転する見込みであり、心配されていた財政再生団体入り回避の可能性は非常に高くなったと言えますが、厳しい言い方で申し上げさせていただきますと、ま

だ20年度決算は3カ月半ほど残されており、不確定要素もございます。そういう意味では、可能性の段階でありますので、今後も引き続き気を引き締めて財政運営に当たる必要があると思います。

また、現時点における平成20年度決算見込みによる連結実質赤字比率は早期健全化団体に、実質公債費比率は何とかぎりぎり健全化団体に位置するといった状況であります。しかし、議員が言われるとおり、当市のような小規模自治体にとりましては公共事業に対する依存度が高いというのも事実でありますし、平成23年12月までの時限となっている産炭地域総合発展基金の有効活用を図ることも大変重要であることも十分承知いたしております。現在来年度の国の地方財政計画が示されておきませんが、特に景気低迷による法人税などの落ち込みが地方交付税に影響するのか、非常に気にかかるところではありますが、こうした財源見通しと市全体予算のバランスの中で必要な公共事業を位置づけてまいらなければならないと考えております。今後は、平成21年度予算に限らず、財政健全化法による財政指標を常に意識しつつ、当市の規模に見合った安定的な財政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） 菊島産業課長。

○産業課長（菊島美時君） 大綱1、雇用対策について、②、地元企業への対応についてお答えいたします。

議員が言われますとおり、最近では中堅企業が倒産することなど、当市においても現在の不況のあおりが押し寄せているものと思われ、経済雇用情勢はまさに未曾有の危機にあると認識しているところであります。また、当市としましても、特に相談窓口という形では設けておりませんが、いつでも対応いたしますし、ハローワークあるいは中空知職業訓練協会と情報を密にしながら、技術の向上や取得の推進を図るとともに、経営状況の把握につきましても中小企業相談所と連携を図りながら経営状況などの把握に努めてまいりたいと考えております。

さて、産炭地基金の活用でございますが、議員が言われます趣旨も十分理解はいたしますが、やはり新産業の創造という基金の基本的な考え方からも、性質上運用基準の緩和につきまして大変難しいものと思われまことからも、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

こうした厳しい中ではありますが、今後の当市の対策としまして、金融機関と連携を図りながら、現在の国の緊急保証制度でありますセーフティーネット貸し付けに係る相談や認定業務に係り迅速に対応すること、また赤平市中小企業融資制度の推進を図りながら、まずは対応してまいりたいと考えておりますとともに、今後の経済雇用情勢を見据えながら対応策については検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

続きまして、大綱2、農業振興について、①、地場農産物の評価と今後の対応についてお答えさせていただきます。当市の農業基盤は水稲であり、水田農業の維持、増進を図るため、売れる米づくりを最大目標に掲げ、安心して安全な減農薬のお米にも積極的に取り組んでおり、土壌診断に伴う肥料の改善など、低たんぱく、高品位米の向上を目標として取り組んでおります。また、ことしの作況においても全国的にも作況指数やや良の102と確定しており、当市の管内における北空知でも107と全国平均よりも高い指数となり、農業者の努力と夏場の高温に恵まれるなど、水稲が順調に生育したのが要因と思われます。このような天候に恵まれ、JAたきかわの米の出荷状況においては全体で33万俵の出荷見込みと報告を受けており、良食味米として評価が高い。特に赤平産においては、高品位米出荷率97.2%と上位にあります。今後の販売増に特に期待しているところであります。

また、平成19年度からは産地づくり交付金の活用によってトマト、ハウレンソウ、花卉などの複合経営を行っており、農業生産の拡充に取り組んでおります。このような取り組みの中、地産地消としてJA女性部や市内企業による農産物加工品などの販売

PRも行っており、主力であるお米については地元飲食店への消費拡大を目的としたPR米の配付や赤平、滝川、芦別3市とJAの協力による即売会を開催したり、地方での販売活動も行っております。今後においても、本市といたしましては地産地消として地元農産物及び加工品など一人でも多く周知していただけるように農業者並びにJAたきかわと連携を図り、農業振興に努めてまいりたいと思います。

また、産業フェスティバルでございますが、近隣において芦別市は農業まつりや商工まつりを行っており、滝川市においてはJA主催によるJAたきかわ祭りやたきかわ農業まつりを開催しております。このようなイベントにおいては、市内を初め市外からの集客もあり、一定の経済効果及び地場産物などのPR効果があったと聞いております。本市におきましても、広く市内や市外に対し地元からの農産物、加工品や商工業の製品などを発信しなければならないと考え、こうしたイベントによって地場産に対する認識と農業、商工業に対する理解を求め、あわせて消費の拡大を図るほか、生産技術、加工技術、販売の向上と市の活性化につながると考えているところであります。今後農業者、商工業者、JA、商工会議所など関係機関と連携を図り協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） 齊藤病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（齊藤幸英君） 大綱3、食の安全について、①、一連の食品事件についてお答えいたします。

昨年から食品偽装や中国産の冷凍食品の残留農薬問題、さらには事故米など、食の安全と信頼を脅かす大きな事件、事故が相次いで発生しております。当院におきましては、問題となっている食材の使用実績はありませんでしたが、患者に提供している給食は単なる食事の提供ではなく、治療の一環と位置づけをしていることから、食材に対する安全の確保は重要な事項と認識をしております。一連の問題

が明らかになってからは食材の安全性を重視し、価格が割高となり、病院負担はふえる結果となりましたが、冷凍食品からより安心、安全な生鮮食品等の食材利用に切りかえをしております。今後も細心の注意を払い、安心、安全な食材の利用を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） 相原教育課長。

○教育課長（相原弘幸君） 大綱3、食の安全について、①、一連の食品事件についてお答え申し上げます。

本市の学校給食においては、これまで報道されております一連の食品事件の食材については使用しておりません。担当職員は、日ごろから食材の安全には細心の注意を払っており、日々緊張の中で業務を行っております。このところの一連の食品事件はそのような努力を無にする声であり、強い憤りを感じるところであります。給食センターでは、安心、安全な食材の確保と提供という観点から、疑わしい食品は使用しないこと、そしてできる限り道内、国内の食材を求めているところでございます。また、発注の際には納入業者より産地と生産工場の明記や食材の成分分析をしていただくことなどにより万全を期す努力をしているところでございます。今後もその継続とともに、あわせて地産地消のもと地元の食材の利用拡大も図り、より安全に配慮してまいりたいと思いますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） 谷田部芳征君。

○3番（谷田部芳征君） [登壇] それぞれご答弁をいただきまして、ありがとうございました。再質問ではございませんけれども、1点申し上げて終わりたいと思います。

雇用対策についてであります。まさに異常事態とも言える経済不況が地方に押し寄せ、さらに長期化することが予想されるときであります。早急なる国の支援策が急がれますけれども、本市におきまし



ても不況下における公共事業の確保と事業予算の増額については本当に必要なことであります。道内でも自治体独自の動きも見られ、先日標茶町では緊急雇用対策として森林組合の枝払い作業に1,200万の予算を計上し、1人当たりでは多い金額ではありませんけれども、約100人の雇用を予定しているとの報道がありました。当市も産炭地域基金の有効活用を含めまして、ぜひ前向きにご検討いただきますように要望して、質問を終わりたいと思います。よろしくお願いたします。ありがとうございました。

---

○議長（鎌田恒彰君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 2時26分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証する  
ため、ここに署名する。

平成20年12月16日

議 長  
鎌 田 恒 彰

署 名 議 員 ( 5 番 )  
林 喜代子

署 名 議 員 ( 9 番 )  
獅 畑 輝 明